

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること
に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十二号は

総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託することと決定いたしました。

○議長(末次性男君) これより午後一時まで休憩いたします。

午後 零時 休憩

午後 一時 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第八 議案第六十三号 昭和五十七年度福生市国民健康保険

特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 須崎進君 登壇)

○福祉部長(須崎進君) 御指名をいただきまして、議案第六十三号 昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)につきまして提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

本補正予算につきましては、すでに提案申し上げております議案第六十号に伴うものが主なものでございます。

まず歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ三千七百四十四万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ十二億五百六十六万円と定めようとするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第一表歳入歳出予算補正により示すものでございます。

第一表の歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。

まず歳入でございますが、国民健康保険税におきまして、千三百四十二万円を減額し、三億六千五百七十九万円としようとするものでございます。これは、電算によります昭和五十七年度分の保険税の試算の結果、五十六年度決算に對比いたしました、二・五％の減額となり、議案第六十号によります税率改正をしても、なお千三百四十二万円の減額となるものでございます。国庫支出金につきましては、三千七百三十四万円を増額し、六億七千七十七万七千円にしようとするものでございます。内訳をいたしまして、国庫負担金におきまして三千六百二十一万二千円は、現年度分の療養給付費の負担金に四千五百四十万円、過年度分の療養給付費負担金精算分の二千二百五十八万円であります。また国庫補助金におきましては、百十二万八千円は調整交付金として保険税の減額分十万七千円、臨時財政調整交付金といたしまして高額療養費補助金百二十万五千円でございます。都支出金につきましては、三百六十四万四千円を増額でございます。八千二百九十二万二千円としようとするものでございます。これは都補助金三百六十四万四千円でございます。高額療養費補助金でございます。

繰入金につきましては、一般会計から、今回二千七百万円の増額をいたしまして、六千二百万円にしようとするものでございます。

繰越金につきましては、前年度の繰越金 千七百十二万四千円を減額し、千七百三十九万二千円となるものでございます。

以上の結果、歳入合計をいたしましては、三千七百四十四万円を増額をいたしまして十二億、五百六十万円と相なるものでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

総務費につきましては、総務管理費におきまして四十五万六千円を増額し、四千九百六十四万四千円となるものでございますが、これは職員八名分の手当等でござります。

次に、保険給付費につきましては三千六百三十七万円を増額しまして十一億四千五百六十三万四千円としようとするものでございますが、療養諸費におきまして二千七百八十八万四千円の増額は、療養給付費二十四万七千七百七十九円、療養費二百三十一万六千円でございます。また高額療養費九百二十一万九千円の増額でございます。

諸支出金につきましては、四十二万六千円を増額し二百六十二万八千円となるものでございますが、償還金及び還付金といたしまして過年度分の国庫支出金の助産費の返還金でございます。

予備費につきましては、二十五万千円を増額いたしましたして五百万千円とし、計数整理をしようとするものでございます。

以上、歳出合計三千七百四十四万円を増額いたしましたして十二億五百六十万円と相なるものでございます。

以上、まことに難駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案とおし御決定くださいますようお願い申し上げまして説明を終わらせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番（松山清君） ちょっとお伺いしたんですけれども、先ほどの条例のことに、も関連してちよと聞きたんですけれども、国民健康保険税が、今回値上げをしてもなお千三百四十二万円の減額、徴収減になるという、ことですけれども、これについては、何をいまさら、この時点に来て初めてわかったという内容では

なと思うんです。すでに三月の予算のときに、五十六年度最終補正でかなり減額にわたわけです。相当減った。ですから当初予算、この国保会計の五十七年度当初予算で計上した三億七千九百二十万という数字そのものが、何かあつた数字と言いますか、全然見通しのない数字を計上したというふうに私は判断せざるを得ない。全くそのとおりじゃないかと思ます。もう、もともと無理な数字、これを結局、歳出はそう動かすことができなかったから歳入としてやろうとして三億七千九百を無理して計上したということになるのではないかと思ます。それは五十六年度の国保の最終予算を見てもそれは言えると思ます。もうすでに、こんな数字が最初から入る根拠は何もない。たにっつまを合わせるために計上したと、そういう予算というふうに私は判断してゐるわけですから、それに対してどうしようとお考えになつてますか。

それからもう一つ、繰越金。通常、繰越金の場合には、当初予算で、国保の場合は三千四百五十二万六千円と、千円単位まで出しているんです。繰越を。一般会計だつて何だつて、たとえば、こういう場合だったら三千五百万とか、三千万とか出すわけですから、三千四百五十二万六千円と千円単位まで出

すという事は、その数字を率直に受けとれば、これは確實に入る数字だと、きわめて具体的に根拠のある数字だというふうに字面上だけなら取らると思うんです。しかし、そういうふうに計上していきながら、これだつてもう論理的に入らなくなると思ふなかつたですけれども、もうその半分です。これまた大ざっぱに二千万とか三千万計上していったらまだいいんです。千円単位まで繰越金を計算して計上しておいて、いまになって半分になつてしまふ。何をやってるんですか、と言いたくなるんですけれども、結果としては、こういうふうになつてしまふんですけれども、この三千四百五十一万六千円と計上したときには、間違ひなく千円単位ですから、入るといふふうに判断したんでしようけれども、そう思うんですけれども、この数字そのものが、五十六年度の最終補正予算の予備費の数字そのものがここに入れたわけですから、その数字そのものが入るといふふうに、きわめて私は予算を見たときには、千円単位まで繰越金を計上しているというものは、これは間違ひなく入るといふふうに判断したんです。いまになって半分になつてしまふという事で、いづつしてしまつたんですけれども、その辺についてお考えを聞かせていただきたいと思います。

○福祉部長（須崎進君） 答えいたします。

まず、保険税の現年度分といたしまして三億七千九百二十一万円という事でござりますが、国民健康保険といたしましては、医療費に対応した予算を組むという事が原則でござりまして、地方税法の規定によりまして十月からの本算定を前年度の予算で明確に保険税を賦課する、いうことになるわけですが、実績等に基づきまして当初この予算を組みまして、保険税の動向によりまして歳入措置を取るといふのが原則でござりまして、従来からこのようになつて予算を組まざるを得ないという事でござりまして、それぞれ従来でござりますと繰越金等において、それが健全に運営されてきたという事で、国民健康保険の性格上、そういうことになるわけでございます。特に地方税法の中では限度額だけは規定されておりますが、九月までについては仮算定という事で、前年度の二分の一を実施し、ここで新たに課税によつてそういうものを賄うということが原則でござりますので、前年度の伸びを見まして予算を組みましたところが、先ほど申し上げましたように二・五％の減額を前年度に対比して計上したという結果によるものでござります。

それから、前年度の繰越金でございますが、いろいろと医療費等の伸び、またそれから、税収等の落ち込み等もあるわけでございますが、一つには、前年度の国都の四〇％の交付金につきまして、十月までの実績を二月に最終の交付申請をするというところでございまして、五十六年度におきまして十二月から三月の医療費が非常に高かったというところでございまして、それをこの二月の時点で、いままで十一月以前の実績に基づいて交付されたというところにもなっております。それらの金額、二千万円程度が、本来は四月から三月までの単年度収支でございすれば、そういうものが入ってくるわけでございますが、翌年度にそういうものが回ってしまったというようにあるわけでございます。そういうような関係で、このような減額をせざるを得なかったというように、ことに相なるわけでございます。

○十二番（松山清君）　あと一つだけ、理由はいろいろ述べられたわけですが、保険税の問題については、これはいすれにしても厚生委員会で審議されることであろうと思っておりますので、そちらでぜひ慎重に審議をしていただきたいと思います。

それから、繰越金についてはもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

さっき言いましたのは、三千四百五十万六千円という一般にはちよと考えられないような計上をしているわけです。普通、ここまで計上しないわけですよ。六千円という単位までは、しかし単位をここまで計上したというのは、私に言わせれば、そこまで計上したからには、これはもう絶対確信ある計上ではなかつた。まだこれ、三千万とか四千万とか大抵はな数字でやってのならばまだいいですけども、六千円まで出したというところは、これはきわめて正確な、精度のある数字ではないんですかと。そういうふうに私は三月のときには判断したわけです。ですから、これを下回って入るなんてことは予想もつきませんでした。

ところが現実にはいろいろ理由をくっつけて半分になつてしまった。それなら最初から六千円単位まで計上するとはないやなですか。議員に誤解を与えろと思つすよ。だって従来になような計上の仕方をしていすすから。余り考えられなすすよね。六千円単位なんていうところは……、ここまで出すなら、これは絶対間違いないと思つすよ。これを下回るなんてことは、到底、当初予算のときに考えたこともなかったですよ。……ここまで出すなら、これが現実には半分になつてしまふ、これが理由をつければ……、結果的には半分になつてしまつたから

やいを得ないでしうけれども、当初予算のときには、そのくらい、確實に見通しかあつてしうという事です。

○福祉部長（須崎進君） この端数につきましては、先ほど申し上げましたように、十一月までの補助金の実績等によるものの端数という事でござります。国都の補助金等によりますものが、十一月までの実績に基づきましてそのようになつておりますので、その端数を予算計上したという事で、細かく計算させましたのでそのようになつたわけでございます。

○十二番（松山清君） この場ではこの程度にしておきます。いすれにしても

厚生委員会でも慎重に審議されることを希望します。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十三号については、厚生委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よつて議案第六十三号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第九 議案第六十四号 昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生工地区画整理事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名によりまして、議案第六十四号 昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生工地区画整理事業会計補正予算（第一号）について御説明申し上げます。

まず（ページの総則）でございますが、第一条で予算総額に歳入歳出それ

それ二百五十八万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ九千六百六十八万五千円と定めようとするものでございます。

次に、二ページ第一表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入では繰越金を二百五十八万円を補正し、歳入合計九千六百六十八万五千円としたものです。

歳出におきましては総務費で十九万円の補正でございますが、これは職員の人件費でございます。それから予備費に二百三十九万円の補正をいたしましたものでございます。歳出合計九千六百六十八万五千円と相なるわけでございます。以上でございますが、慎重御審議を賜いまして、原案どおり御決定賜いますようお願い申し上げます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

三番（加藤謹之助君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十四

号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

議長（末次性男君） 日程第十、議案第六十五号、昭和五十七年度

福生市下水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君 登壇）

建設部長（内田和雄君） 御指名によりまして議案第六十五号、昭和

五十七年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)について御説明申し上げます。

まず一ページの総則でございますが、第一条で予算総額に歳入歳出それぞれ二千四百三十九万四千円を追加し、予算総額 歳入歳出それぞれ二十八億二千四百七十二万三千円と定めたものでございます。

次に二ページの第一表、歳入歳出予算補正について説明申し上げます。歳入では繰越金で二千四百三十九万四千円を追加して、歳入合計二十八億二千四百七十二万三千円と定めたものでございます。

歳出では、総務費で百八十八万四千円の補正でございますが、これは職員の手当てでございます。事業費の補正額十九万二千円で、これは西住宅地区周辺排水路新設工事負担金でございます。予備費では、補正額二千三十三万三千円を補正したものでございます。歳出合計二十八億二千四百七十二万三千円と定めたものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜わいまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○三番(加藤謹之助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十五号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することには御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十五号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十一 議案第六十六号 昭和五十七年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名によりまして、議案第六十六号 昭和五十七年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）について御説明申し上げます。

まず一ページの総則でございますが、歳入歳出それぞれ千百十二万千円を追加し、予算総額歳入歳出それぞれ五億七千九百八十八万千円と定めたいものでございます。

次に、二ページの第一表歳入歳出予算補正でございますが、まず歳入では受託水道事業収入として都より千百十二万千円の補正でございます。歳入合計五億七千九百八十八万千円と相なるものでございます。

次に、歳出でございますが、水道管理費で二百十六万八千円の補正でございます。内容は漏水調査委託料二百万円を計上いたしました。これは

五十キロメートルの漏水調査を実施しようとするものでございます。当初予算

におきまして七十キロメートルの調査をするため予算を計上し実施しております。

それから、台風十号によりまして水道事務所の物置の屋根のトタンが飛びまして、隣の武蔵野三菱自動車の展示車四台に当たり傷をつけました。

その賠償金といたしまして十六万八千円を計上いたしました。

次に、建設改良費でございますが、八百九十五万三千円の補正でございます。

内容は、配水管新設工事設計委託料二十万円と、配水管新設工事費八百七十五万三千円でございます。新設工事費の内訳は二カ所分でございます。

一カ所は、市道二〇号線 西村医院前から山王橋の間の玉川上水付近で、口径百ミリの鑄鉄管三百メートルの埋設をいたしたものでございます。もう一カ所は、多摩工業高校南側の都道二九号線で、昭島境を横断として水道を回すもので、口径七十五ミリのビニル管、延長二十メートルを埋設しようとするものでございます。

歳出合計は五億七千九百八十八万千円でございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜

いますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十二番（貫井喜代次君） 一つだけ聞きたいんですが、きのう専決ですてに損害賠償の報告が、額の決定というのがありましたけれども、そのうちの、この受託水道に關係するものですけれども、台風——私はよく法律の關係は知りませんが——今回、相当各地で、こういうふうな損害を与えたという話を聞いておるんですけれども、台風による損害というものは、何か民法に何か知らなければいけません、これに対する賠償責任というものは、なんだと。いわば見舞金をするぐらいで、道義的な問題かどうか知りませんが、そういう話を聞いておるんですけれども、これ、勉強しないで質問するものは不謹慎ですけれども、この額そのものは、損害を与えた額、金額であるのか一部分を賠償というところでやったのか。ほかの損害と違って、いわゆる自然の台風というものに対するものの損害は、弁償の強制はなんだというふうに聞かれましたが、先に申し上げたように真偽のほどはわかりませんが、どんなふうな内容のもの

で、これを支払うことにしたのか。するには、それだけの根拠やいろいろな理由があると思いますので、その点ひとつ説明をいただければと思います。

○建設部長（内田和雄君） 自席から答弁させていただきます。

台風によります被害でございますが、これは確かに台風でございますので、その弁償を必ずするかどうかというような問題もございまして、実質的には四台の車に傷をつけたわけです。東京都の方とも検討いたしましたして、何か東京都の方でもこんなようなケースがございまして、お話し申し上げて、これは金額ではございせん。総額では七十万円ぐらい、新車なものでかかってくるというふうなことでしたか、話し合つ中で、この金額で話がついた、と言うとあれなんですけれども、これだけ補償しましょうという事で、東京都の方でも、これは認めようという事で収入の方もみてくれました。

そんなようなことで、確かに御指摘のとおり台風でございしますので、これを完全に補償するかどうか、民法上の問題もあろうかと思つますが、両方話し合つた結果、こういうことで十六万八千円を、一応弁償というふうな形で支出していき、たいという事でございす。よろしくお願ひいたします。